

二本松市の指定文化財

③

県指定

『隠津島神社 三重塔』

隠津島神社は木幡山弁天と称され、その創始の由緒は古く平安時代にさかのぼります。その後、天正年間(一五七三〜一五九一)には兵火に遭って衰微し、木幡山縁起によると「天女の尊容一基の宝塔を残すのみ」とあり、この宝塔がすなわち、この三重塔婆(墓)の前身です。
寛永二十年(一六四三)藩主丹羽光重巡拝の頃は、かろうじて初層のみ形をとどめていたといわれ、延宝二年(一六七四)光重により改築され、



のち正徳四年(一七一四)再び修理が加えられました。

しかし、明治三十五年(一九〇二)九月二十五日暴風雨により初層を残して倒壊したため、直ちに旧形に準じ大修理を行い、翌年十一月十八日に竣工しました。初層は全体的に和様を基調としています。総高約一八・七m、三間四方(約三・七m)を測ります。

本県で現在残っている三重塔は数少なく、県指定は会津美里町法用寺、いわき市高蔵寺を含め三件あり、いずれも江戸時代中期以降のものですが、本塔は十七世紀の手法を残している点が貴重として、昭和三十年(一九五五)、最も早く指定されました。

なお近年、塔本体の腐食・損傷が著しく、危険性も指摘されたため、平成十九年から三か年かけて県・市補助事業として、総工費約二千七百万円を用い、全体を対象として保存修理工事を実施し、百年前の偉容がよみがえりました。

県指定

『木造阿弥陀 如来坐像』

根崎の善性寺に安置されている像高五四cmの仏像で、昭和五十四年(一九七九)県重要文化財「彫刻」に指定されています。

本像は、福島市下鳥渡の臨濟宗陽泉寺の国重要文化財に指定されている木造釈迦如来坐像の胎内銘にもある可真竜江(福島市鳥川の湖山寺住僧)の開基善性寺の本尊です。

今は欠落していますが、元来は頭上に二段、三段に結い上げた高い宝髻が付いていたものと思われまます。
指の組み方は、妙觀察智印(上品上生印、または阿弥陀印ともいう)を結ぶ小型の宝冠阿弥陀で、ヒノキ材、寄木造り、漆箔、玉眼嵌入の像で、



頭部は首柄で体部に差し込んでいます。

切れ長の眼、引き締まった口唇、膝にかかる彫りの深い複雑な衣文などに中国宋風の影響を受けた、いわゆる乗円仏共通の造形がみられます。

胎内銘から、貞治四年(一三六五)に制作されたことがわかります。

県指定

『上川崎和紙』

古く日本へ伝承された和紙生産技術は、西日本では三極、東日本では主に楮を用いてきました。上川崎地区では、康

平年間(一〇五八〜一〇六五)からと伝えられています。楮の皮を材料とした手漉きの和紙製造が行われてきました。

明治時代末期から大正時代にかけて、製紙に携わる戸数は三五〇戸にも達したことがありましたが、現在では辛うじて六戸が和紙の伝統技術を堅持しています。

近年、洋紙による紙の発達、普及等に伴い和紙に対する需要が減少し、ほとんど姿を消している中で、上川崎和紙生産の伝統技術は貴重です。

平成二年には、和紙生産の技術の保存・伝承を目的に、上川崎和紙生産保存会が設立され、伝統的な製法による良質の和紙生産を研究しており、その熱意ある活動が高く評価され、平成五年に県重要無形文化財「工芸技術」として指定されました。

その指定要件は、(一)原料は、楮のみであること。(二)伝統的な製法と製紙用具であること。(三)伝統的な上川崎の色沢、地合い等の特質を保持すること。の三点が挙げられています。

